

令和4年度第4回  
大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和5年3月22日（水）

○司会

開会の時間が参りましたので、ただいまから令和4年度 第4回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長代理の小林でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会の開催におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を考慮しまして、WEBと併用する形で開催させていただきます。

また、入口での手指消毒のご協力ありがとうございます。机、椅子、マイク、筆記用具等は除菌シートで拭くなど、事務局としても感染防止対策を徹底しております。

お手元にも除菌シートを用意しておりますのでご使用ください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務局側もWEB参加を基本とし、この会議会場への出席者については、最小限の人数とさせていただいておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日は大変気温が高いですが、当会議室は全館空調のため温度調節ができません。一部窓を開放しておりますが、暑いとお感じになられましたら、どうぞご遠慮なく上着等お脱ぎください。

委員の皆様のご紹介でございますが、本年度4回目の開催ということであり、お手元の委員名簿、座席表により代えさせていただきますが、1月30日付けで、新たな委員のご就任がございましたので紹介させていただきます。

○坂本委員 初めまして。大阪市民生委員児童協議会委員常任理事の坂本でございます。今回初めてでございます。何もわかりませんがどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます、よろしくお願いいたします。

なお、雨師委員、植田麻衣子委員、に置かれましては、ご都合により欠席されております。

会議開催にあたりまして、本日Webでご参加されております委員の皆様につきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。

発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただくか、画面に向かって挙手していただき、委員長からの指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにしてお待ちください。

発言される際は、マイクのミュートを解除していただき発言をお願いいたします。

また、会場の皆様におかれましては、卓上に設置しておりますマイクの位置は調整ができますので、ご発言の際、ウェブ参加の方が聞き取りやすいようにマイクを口元に近づけてお話しいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、事務局職員につきましても、時間の関係上、紹介を省略させていただきます。

それでは、会議の開会に当たりまして、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合よりご挨拶申し上げます。

○事務局 皆様、こんにちは。福祉局認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合でございます。

令和4年度第4回地域包括支援センター運営協議会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より本市の高齢者施策の推進にご理解、ご協力を賜りまして熱く御礼申し上げます。また、本日は大変ご多忙な中、ご出席を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日の運営協議会でございますが、新年度の包括運営法人の募集選定及び評価の審議等について、評価部会、選定部会でのご意見を踏まえ、事務局よりご提案いたしますので、ご審議をお願い申し上げます。また、地域包括支援センター及び認知症強化型地域包括支援センターの契約期間を6年間に延長したことによる中間期の各部会の対応についてもお諮りしたく存じます。このほか、現場の意見を踏まえた自立支援型ケアマネジメント検討会議の運用改善、初めてのご提示となる国の事業評価事項に基づく全国との比較等についてもご報告申し上げます。

本日は限られた時間で、また、ウェブ方式の併用でご不便をおかけすることもあるかと存じますが、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援の充実に向け、皆様の活発なご議論をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、ここで皆様のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

初めに、本日の会議次第、本協議会の設置要綱、委員名簿、座席表でございます。

以降、右肩の資料番号をご確認ください。

まず、「議題1、資料①令和5年度地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）職員研修計画について（案）」、「議題2、資料①大阪市地域包括支援センターにおける個人情報の取扱いに関する取組みについて」、「議題2、資料②大阪市地域包括支援センターにおける個人情報の取扱いに関する事務処理誤りの防止指針（案）」、「議題2、参考資料、個人情報の取扱い対応状況に関するアンケート結果について」、「議題3、資料①総合相談窓口（ブランチ）の設置場所の変更について」、「議題4、資料①令和5年度地域包括支援センター運営方針及び実施体制について（案）」、「議題5、資料①令和5

年度地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人の募集・選定について（案）」、「議題 5、資料②令和 5 年度地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人の募集・選定について（案）〔募集圏域等〕」、「議題 6、資料①令和 5 年度実施事業の評価のしくみ等について（案）」、「議題 6、資料②令和 5 年度実施事業の評価のしくみ等について（案）〔別紙 1～別紙 4〕」、「議題 7、資料①新型コロナウイルス感染症の特例適用について（案）」、「議題 7、資料②新型コロナウイルス感染症の特例適用について（案）〔別紙 1～別紙 2〕」、「議題 8、資料①令和 6 年度以降の中間期に実施する包括運営事業の確認における各部会の対応について（案）」、「議題 8、資料②令和 6 年度以降の中間期に実施する包括運営事業の確認における各部会の対応について（案）〔別紙 1～別紙 3〕」、ここまでの議題に係る資料となります。

続きまして、「報告 1、資料①令和 4 年度各区地域包括支援センター運営協議会の実施状況等について」、「報告 2、資料①自立支援型ケアマネジメント検討会議の事務改善と今後の対応について」、「報告 3、資料①令和 4 年度地域包括支援センター及び総合相談窓口（ランチ）職員研修報告について」、「報告 4、資料①地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」、「報告 4、資料②地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について〔別紙 1～2〕」。

その他の資料としまして、「もっと知りたい わたしのまちの地域包括支援センター」という包括の活動冊子がございます。この冊子につきましては毎年作成しているものでございまして、地域包括支援センターが地域や関係機関等と協働の上、取り組んでこられた活動内容を取りまとめた事例集でございます。包括が日常的に行う活動のごく一部の紹介でございますけれども、それぞれ非常に分かりやすい内容となっておりますので、多くの方にご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

資料につきましては以上でございますが、全てそろっておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日の運営協議会の開催につきましては、半数以上の委員のご出席をいただいておりますことから、有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、当運営協議会につきましては、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開を原則としているところ、議事内容により、会議を公開することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等においては、会議を公開しないことができることとされております。

ここで、本日の運営協議会の議題の取扱いについてお諮りさせていただきます。

議題 3 については、総合相談窓口の設置場所の変更に伴う日程等、不確定要素が存在するものであり、「未成熟な情報が公開されたり、特定の情報が尚早な時期に公開されると、誤解や憶測に基づき市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことから、また、議題 4 から 8 につきましては、地域包括支援センターの運営方針、評価のしくみ及び募集・選

定に関するものであり、「公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」ことから、非公開とさせていただきたいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 ありがとうございます。

それでは、議題３から８は非公開となりますことから、議事の内容及び資料の取扱いにつきまして、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前を含めまして、議事要旨とともに議事録を作成し、本市のホームページにおいて公開することになりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

なお、本日は、公開案件と非公開案件が混在しますため、先に公開案件である報告１から３、議題１、２の順で議事を行い、その後、非公開案件である議題３から５、説明順序としまして、公開案件の報告４を一部挟みますが、その後、非公開案件の議題６から８の順で議事を進行していきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 ありがとうございます。

もう一点、事務局より報告させていただきます。

例年、この４回目の市運営協議会で報告させていただきます「地域ケア会議から見えてきた市域の課題に対する市の施策」につきまして、通常、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会でご審議いただき、ご承認を得たものを市運営協議会で報告させていただくこととしております。その上で、各区運営協議会へフィードバックを行うということにしておりますが、今年度は、来週３月２７日に高齢者福祉専門分科会を開催する予定としており、日程の都合上、本日の運営協議会での報告ができません。

つきましては、３月２７日の高齢者福祉専門分科会終了後、各委員の皆様へ、メールになりますけれども、資料提供をさせていただきます。また、併せて各区運営協議会にもフィードバックさせていただくこととしますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、以降の会議の進行を白澤委員長にお願いしてまいりたいと存じます。白澤委員長、よろしくお願いします。

○白澤委員長 皆さん、こんにちは。年度末、大変お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

今日は、今年度最後の運営協議会でございますが、次年度の地域包括の方向性を議論、あるいは今年度の事業のまとめの意味も含めましてご審議いただきたいという、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っております。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思いますが、先ほど事務局からもご報告いただきましたように、まずは報告事項から始めていくということで、「報告１、令和４年度各区地域包括支援センター運営協議会の実施状況等について」、事務局から説明をお願い

いたします。

○事務局 福祉局地域包括ケア推進課長の近藤でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、報告の1から順番にご説明させていただきます。

報告資料としましては、報告1の資料①をまずご覧いただけますでしょうか。

その1ページになります。

資料の上部に記載しておりますのが、区運営協議会におきまして第1回から第4回までの各回でご審議いただく議題ということで記載しております。第3回は、他の回と同時開催も可能としております。

そして、下の表としましては、令和4年度の各区運営協議会の実施状況をまとめたものでございます。昨年度はコロナの影響もございまして、ウェブ開催が多く見られましたけれども、今年度は集合で開催される区が多くございました。

次に、3ページ目をご覧ください。

ここから24ページまでの間は、令和3年度に各地域包括支援センターにおいて行われました地域ケア会議から見えてきた課題のうち、区単位で取り組むべき課題に対して、令和4年度に各区で取り組んだ内容をまとめたものでございます。

左端のほうの列から、区単位で取り組むべき課題、そして、区地域ケア推進会議で検討した取り組むべき方向性、そして半分より右のところに、令和4年度の実施内容としまして、区で取り組んだ具体的内容、そして、今後、区で取り組む具体的内容（案）ということで構成しております。

それぞれの課題につきましては、認知症の人の課題であるとか、複合的な課題を抱えた世帯の課題、そして地域で孤立する高齢者の課題といったところが主なものとなっております。

令和4年度の実施内容のうち、区で取り組んだ具体的内容としましては、区の広報紙ですとか区役所の待合ロビーでのデジタルサイネージを活用した周知・啓発といった報告が多い中で、関係機関との連携強化に至った事例を何点かご紹介させていただきます。

まず、15ページの生野区の1番目の課題のところをご覧くださいと思います。

複合的な課題に対する取組としまして、認知症高齢者支援ネットワーク会議・在宅支援ネットワーク会議などにおいて、多職種研修でワールドカフェを行い、課題の意見交換ですとか、カードゲームを活用して支援者同士の関係づくりと高齢者支援への意識の向上につながっているということでございました。この会議には、今年度より障がい者基幹相談支援センターに参加依頼しまして、次年度からはさらなる連携強化に取り組まれる予定ということで聞いております。

次のページ、16ページに移っていただきまして、旭区の1番目の課題のところでは。

自立支援協議会高齢・障がい部会において、区で取り組んだ具体的内容というところに書かれていますが、8050問題の啓発チラシを作成して、専門職向けの事例検討研修会を

開催したということでございました。

次に、11ページの東淀川区の1番目をご覧くださいと思います。

認知症の人の課題に対する取組ということで、区役所職員向けの認知症サポーター養成講座の実施ですとか、ケースワーカーに対しまして成年後見制度の研修を行うなど、積極的に関係機関の一つとしての強化を行っておられたということで記載されております。

あと、これらの課題に共通するものとしまして、22ページに移らせていただきます。東住吉区の1番目の項目です。

生活課題が複雑化したケースの増加に伴い、予防的に関わる仕組みづくりとしまして、ケースワーカーとの連携強化のため、包括と生活保護担当者との意見交換を実施されているとしたものでございます。また、保護課が主体で実施されています被保護高齢者世帯自立支援プログラムにおける個別支援メニューの受診支援プログラム等の状況ですとか、支援拒否ケースの対応についての情報共有を行い、早い段階で包括等の支援機関へつなげてもらうよう関係づくりを行ったということでございました。

主なものを紹介させていただきました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

認知症とか8050とか、そういうところに地域包括のテーマを大きく掲げているんだなということがお分かりいただけたと思いますが、ご報告1について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

なければ、報告2のほうに移らせていただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは引き続きまして、報告2の説明をさせていただきます。

「自立支援型ケアマネジメント検討会議の事務改善と今後の対応について」ということで、報告2の資料①をご覧ください。

本市では、1ページ目を開いていただきまして、平成30年12月より、包括におきまして検討会議を開始いたしまして、令和4年度の時点で4年が経過してございます。

これまでも検討会議の効果ですとか、ケアマネジャー等へのアンケート結果、マニュアルへの事例集を登載といった情報共有を図ってまいりました。

今回、包括の負担軽減のために、包括へ実態確認の調査を行うことと併せまして、包括管理者会の場におきましても担当者間での意見交換を実施しまして、課題に関して意見をいただいたところです。

その結果をまとめたものとしまして、そのページの真ん中辺り、改善を希望する内容についてというところにまとめてございます。

その下の2番のところに書かせていただいておりますが、最も意見の多かったケースの選定基準につきましては、「対象のケースが限定されている」といったことですか、「新

規ケースの受入れが可能な一部委託先事業所が限定されている」という点から、検討会議の対象が限られていたところでした。これに加えて、利用者ご本人が検討会議の対象となることを断られる場合もあったりということで、包括のほうでも利用者の選定に苦慮している状況がございました。

詳細は、2ページから4ページで、こういったふうに改善していつているかを表にまとめてございます。

こちらに記載のとおり、ケース選定というところの改善後でございますが、要支援者だけでなく、要介護2までの例えば骨折等で一時的に介護度に変化があったケースといった形で改善が見込まれる者も対象を拡大していこうということで考えております。

さらに、自立支援とか重度化防止といった観点から、ケアマネが専門職から助言を受けやすく、より包括からの後方支援が行いやすくなるように柔軟な対応に努めているというふうな観点でさせていただいてます。

次に、意見が多かった小会議につきましてですが、4ページをご覧いただきたいと思います。

この小会議につきましても、会議の回数が多かったり、ケアマネが参加しにくいといった状況が意見としてございましたので、開催時期ですとか開催の回数といったところを見直し、ケアマネが専門職の方からの意見を得られやすいようにということで、検討会議の開催時期もそうですし、研修を行うに当たって法定外研修への位置づけを可能にするというふうな点ですとか、いろいろケアマネにとってもメリットのある開催方法に変更している、そういった内容を記載しております。

その他、資料の準備ですとか負担軽減といった観点から大幅に改善することとしまして、この事務改善につきましては、一番下の、今後の対応についてといったところにも記載しておりますが、既に医師会ですとか理学療法士会の関係団体へもご説明させていただいた上で、3月15日の包括管理者会におきましても説明したところでございます。

令和5年度からは、こうした改善内容に基づいて検討会議や小会議を実施した上で、新たに見えてきた業務上の課題を把握していこうというふうなことで、包括はもちろんのこと、事例提供者であるケアマネですとか、身近な保険者として出席しております区の保健福祉センター職員への情報共有をさらに図っていくということを考えております。

説明は以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

平成30年から始まりました自立支援型ケアマネジメント検討会議の事務的な改善につきましてご提案いただいたんですが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

対象者を広げるということと、回数をもう少し柔軟にやっていく、そういうことがメインだということでございますが、よろしいでしょうか。この件、ございませんでしょうか。

それでは、お認めをさせていただきたいと思います。

○白澤委員長 引き続きまして、報告3について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 そうしましたら引き続きまして、報告3と、あと次の議題1も引き続いて一緒に、どちらも職員研修に関してということですので、続いてご説明させていただきたいと思います。

まず、報告3の資料をご覧くださいと思います。資料の①でございます。

こちらの資料は、令和4年度の地域包括、そしてブランチの職員研修の報告ということでまとめたものでございます。

令和4年度の研修報告でございますけれども、昨年どおり、基礎・発展・管理者の各階層別と、それと経験年数を問わない全体研修ということで実施いたしております。コロナの動向もございましたので、令和4年度については、講師の先生と相談しながら、集合型とあとウェブが半数ずつの開催という形になっております。久々の集合型の研修ということもありまして、グループワークではかなり活発な意見交換となったということで聞いております。

研修報告の一部をご紹介します。

基礎研修と上のほうに書いております欄につきましてですが、これはおおむね3年以内の職員を対象としたものでございまして、内容としましては、意思決定支援の重要性を踏まえた上で、対人援助のための相談面接技術の基礎を学んだりということですか、あと対人援助職としての自身の実践内容を振り返って考え等を言語化する省察的实践の基本を学んでいこうとかいうふうな内容となっております。

発展研修、真ん中辺りにございます。おおむね4年目以降の中堅期の方を対象としております。こちらは、先ほど申しました自立支援型ケアマネジメント検討会議において、自立支援・重度化防止という観点から、高齢者の真のニーズに気づく、そして高齢者の意欲を引き出して高めていくための方法ということで、興味・関心シートの活用とかそういったことの研修を行ったものでございます。

最後、その下、管理者研修では、管理者の立場で、技法としての記録の重要性の再確認と、職員に対して適切な記録の残し方のスーパーバイズの方法といったことを、ロールプレイを取り入れた機会ということにさせていただきました。

引き続きまして、次の資料、議題1のほうに移らせていただきたいと思います。

議題1の資料①、ブランチから提出いただいた資料の令和5年度版でございます。

こちらは令和5年度の計画（案）ということで、見ていただくと、まだ調整中とか未定といったところも多々ございますけれども、現時点での計画ということでございます。

新型コロナが5月に5類感染症に位置づけられるということもございまして、ウェブではなくて、基本的には集合というふうなところも意識して計画されているところでございます。

基礎研修、発展研修、管理者研修とございまして、基礎研修のほうでは、家族介護の状況もこれまでの老老介護だけでなく、例えばヤングケアラーの課題ですとか多岐にわたっておるということで、幅広く世帯全体の支援に対して学ぶ機会というふうなところでも

させていただくところでございます。

次、発展研修ですが、こちらは利用者支援の一つの手段である地域ケア会議を、包括やブランチと協働して開催して、それぞれの関係者と役割分担をしながら対応するということがもちろん多くございますので、ブランチと合同での研修開催ということにさせていただいて、実践的な知識や技術を習得する機会ということにしております。

そして最後、管理者研修ですが、昨年度は個人情報の保護に関する課題というのが、特に多かったもので、それに対応するために個人情報保護の観点から包括的支援事業におけるリスクマネジメントについて、事例を踏まえながら、弁護士の先生にもご講義いただくというふうなことで考えております。

簡単ではございますけれども、以上、報告3と議題1のご説明でございました。よろしくをお願いします。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

報告事項が1点、令和4年度の地域包括支援センター及びブランチ職員研修についての報告と、そして、引き続いて議題1でございますが、来年度地域包括支援センター及びブランチ職員研修計画についてご提案いただきました。

何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹内委員 竹内でございます。

令和5年度の研修計画で、基礎研修の一番最初に、家族介護者支援について、ケアラーの理解とその支援に着目してということとやっていたということなんですけども、私は、認知症の人と家族の会というのを地域でやっていたりして、やはり介護されている家族の心労というのか、いろいろ大変だということを肌で感じているわけなんですけども、こういう研修でやっていたらということは大変結構なことだと思いますし、実際に、この支援を、家族に対する支援を実際もっともっとやっていたかかないと、本当に家族の方は大変な思いをしてやっているというのを思っていますので、ぜひこのあたりは何とかしていただけたらと思います。ありがとうございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。ご意見ということで、極力、介護者支援というのを地域包括やボランティアの人たちに十分理解してもらう、そういう研修が大事だということで、ぜひそういうことを多面的な観点から研修の際に入れ込んでいただきたいということですね。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○白澤委員長 どうもありがとうございます。そういうことは大変重要なご意見だと思いますので。家族支援、介護保険法には家族の支援は書いてないんです。現実には、家族支援を始めて在宅が当たっていくというふうに思うので、どうかよろしくお願いします。

では引き続きまして、議題2につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは引き続き、議題2に移らせていただきまして、「地域包括支援センターにおける個人情報の取扱いに関する取組みについて」ということで、議題2の資料①の1ページ目をご覧ください。

この内容は、第2回の評価部会でご説明させていただいた内容でございます。

令和3年度の実施事業におきまして、個人情報の漏えいによって、個人情報の保護の事業評価項目で「未」となっておる包括が12か所ございました。その結果を踏まえまして、12か所の包括へ再発防止策等に係るチェック体制やモニタリングの実施状況について、聞き取りですとかアンケートを行ったところでございます。

そのアンケートを9月に行ったわけですが、それにつきましては議題2の参考資料となります。

こちらは、その後の11月に行いました管理者会で説明資料とし、そのときにフィードバックをさせていただいたということと、取組の好事例についても、ここをご覧くださいればと思いますが、取組の一事例という形で紹介させていただいているところです。この内容を区の保健福祉センターにも既に共有していきまして、包括と区の話合いのツールとして活用していただくようお願いしております。

これらの本市の取組について、第2回市運営協議会においても報告させていただきましたが、再発防止に向けた取組を行うとともに、発生しない仕組みの構築を速やかに行うことが必要だというふうなご意見を頂戴したところです。

このご意見を踏まえまして、本市としての指針を作成したところでございまして、個人情報の取扱いに関して適切な対応が行えるよう、指針に基づく運用ですとか仕組みの構築に努めていただくということを目指しております。

その指針といいますのが、議題2の資料②のほうですね。防止指針（案）という形でお示ししております。

事業評価結果を振り返りまして、本市としても最低限留意していただきたい点を示しております。各法人でも個人情報保護のマニュアルの整備や運用はされておるところですが、マニュアルに規定されている取扱いが少なかった項目、例えばSNSの取扱いやインターネットの取扱いといったところも、今回の資料②の指針ではお示しさせていただいているところでございます。この指針を基に、また見直しを図っていただきたいということ、それと、不足している点についても追加等していただくことによって、運用上の参考としていただければと考えております。

なお、指針につきましては、各包括への周知徹底だけでなく区にも情報共有を行いまして、実態確認のときなどのあらゆる機会を利用して、包括におけるチェック体制、モニタリング等の実施状況で意見交換、必要な助言を行っていただければというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

議題2ですが、個人情報の取扱いということで、防止指針を提示することでございますが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。前回、評価の中で守秘義務の問題が守られていないというのが随分多かった。それは改善されたという報告でしたけど、それに併せて防止指針をつくって徹底していくということでございますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。では、議題2についてもお認めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題3、事務局からご説明をお願いします。

#### 《非公開》

○白澤委員長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、議題6について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 先に報告4のほうをご説明させていただきたいと思います。

○白澤委員長 報告4と併せてご説明なんですね。

○事務局 そうしましたら、ひとまず報告4のほうをご説明させていただきます。

報告4でございますが、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」ということです。

報告4の資料①をご覧くださいまして、1ページ目でございますが、併せて資料②のほうの1ページ目をご覧くださいと思います。

事業評価を通じた機能強化ということでの国の通知を記載させていただいております。ここをご覧くださいまして、これの2ページ目、裏面を見てくださいと、地域包括支援センターの評価指標というところが下のほうにございます。国の通知の中に書いておられますのが、包括の機能を向上させるためには、市町村と包括の連携強化が欠かせないことから、国の包括評価指標において包括に対する評価を行うことと併せて、市町村に関わることも点検を行うことということで書かれておるところです。

といった国からの通知があるという状況の中で、報告4の資料①に戻っていただきまして、その4ポツ辺りに、国の評価については各包括にも評価指標に基づく自己評価を実施していただいておりますけれども、国と本市の評価項目を比較いたしますと、評価の視点が合致しているにもかかわらず、国評価指標の趣旨や内容を異なる解釈で捉えておる包括もあつたりということもございまして、国が示す指標の解釈等について、今年度、改めて本市の考え方をしっかり包括にお示ししまして、国評価に対する認識の共有を図ってまいったところなんです。

その資料①、2ページをご覧ください。

ここから説明させていただく国評価結果の詳細は、また資料②の別紙のほうで後ほどご覧いただきます。

この2ページのところで、レーダーチャートと上に表が書いてあると思いますけれども、こちら大阪市と全国のそれぞれのパーセンテージ、この指標を満たしておるパーセンテージということになるんですが、ご覧いただきますと、レーダーチャートのほうが分かりやすいかと思いますので、その下のレーダーチャートをご覧いただきますと、太い線が令和4年度の大阪市のほうでして、点線が全国ということで、全国と比較しても大阪市のほうではバランスよく指標を満たしているという部分は、このレーダーチャートの状況もお分かりいただけるかと思います。

それを相対の数値で示しておりますのが、その上の表になります。ほとんどが大阪市の場合、100%ということで指標を満たしておる状況でございます。令和3年度調査の参考値からも比較していただきますと、しっかり改善されているということだと思います。

その次、資料の3ページを見ていただきますと、同じように、今度は全国の地域包括支援センター及び本市の地域包括支援センターの比較ということでございます。

こちらにも同じようにレーダーチャートをご覧いただきますと、本市の包括、全国の包括を比較いたしましたときに、太い実線のほうが大きなレーダーチャートになっておる状況からも、しっかり全国平均からは上回った結果になっているというのがお分かりいただけるかと思います。

この詳細、各個別にそれぞれの項目、こういった状況なのかというのを、資料②の先ほど国の通知をご覧いただいた資料の5ページ以降をご覧いただきたいと思います。

資料②の5ページで、市町村指標、センター指標、それぞれの大阪市、全国というのがパーセンテージ等で記載されておるやつですけども、その中でご覧いただきたいのが、資料5ページの右側、センター指標のQ19というところで、「夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか」といったところ、そこが大阪市の包括の数字が47%と低い状況になっております。その包括の国評価指標の全国の運営は、携帯電話の連絡が入るように転送を行っているなど、そういった体制が整っていても窓口の設置はできているとみなされるような状況だということです。また、本市のほうでは、区役所ですとか地域の相談支援窓口が閉まっている休日・夜間の時間帯にも対応できるような休日・夜間福祉電話相談というのを設置してまして、ホームページにも周知しておるという状況、そういった体制が整っているということもございまして、本市の考え方、また包括に改めてお示しさせていただきたいということで考えております。それによって、ここの数字も改善するものだということで考えておるところです。

報告4の資料①に戻っていただきまして、この資料①の最後の4ページ目です。

本市と地域包括新センターの比較についてというところになります。こちらにも先ほどご説明いたしました2ページ目と同様、包括の業務負担軽減を図りながら、適切に行われるように引き続き必要な支援に努めていくという状況かと思います。ほぼほぼ項目を満たしておるという状況になっておるというところでございます。

今回、改めてこのレーダーチャートの形で数字等をお示しさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

国が基準を決めていたんですけど、大阪市はその前から基準を決めていて、できる限り国と調整しながら基準づくりというのはやってきたので、独自の基準に。しかし、それに合わせながら国の基準に合わせるとこういう結果ですと、こういう報告だというふうに思いますが、その中でほとんどが大阪市のほうが実施しているという率が高い。ただ1点、平日以外の窓口を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているかというのが若干低いと。これは、大阪市はそれなりにやってたんだぞということでしょう。

いかがでしょうか、何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○竹内委員 竹内でございます。

報告4の資料、別紙2、全国・大阪市・地域包括支援センター評価指標という表がありますが、そこの中の右側のセンター指標というところ、5番目、Q14のところに、市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているかという、こういう指標がありますけれども、この担当圏域の課題を把握するのに大事なことだと思うんですが、これ、私が住んでるところの圏域の地域包括の方とお話しさせていただくと、何かまだ、例えばその圏域の中に認知症の方が何人いるんだとかというのはどうも把握されてないように受け止めたんです。ひょっとしたら何かデータはあるのかも分からないんですけど、ちょっとそのまだ感覚なんですけど、私の十分な情報提供というんですか、市からできていないのかなと。だから、ニーズの把握という課題の把握が、本当に具体的に地域に落としていこうとしたときには、具体的なところにいるんだと思うんですが、そのあたりがもう一つ不十分のような感覚を受けたのが最近あるんです。

これは、ひょっとしたら誤解かも知れないんですけども、そのあたり、ぜひともこのニーズ把握の確実な情報というのは大事なところなので、やっていただけたらと思います。

○白澤委員長 いかがですか、事務局。

○事務局 ありがとうございます。

おっしゃるように担当圏域ごとのいろんな課題把握という意味でも、ニーズですとか、現状の把握というのは大事かと思います。

我々の施策としまして、例えば圏域ごとにも第2層生活支援コーディネーターを配置したり、いろいろその高齢者のニーズを把握していこう、あるいはどういうふうな支援が必要だみたいなものを考えていく上で、そういった施策は進めておるところでございますし、我々のほうからは、これは地域包括支援センターに必要な情報の提供ということも続いてさせていただいている中で、地域包括がその圏域の状況を把握したり、何かニーズに

応じた形で支援していくというふうに役立てていただけるようにはしておるところです。

ですけど、今、現場のほうでもそういうふうな感覚をお持ちだということは、やっぱりまだ不十分なところもあろうかと思いますので、引き続きそのあたりは包括を通じて醸成していけたらなと思います。

○白澤委員長 よろしいでしょうか。

○竹内委員 ありがとうございます。

それで、この３年間で、コロナの３年間でかなり高齢者の体力が落ちたというか、フレイルが進んだというようなことを言われています。認知症の方も増えたんだと思いますが。そういうこの３年で、やっぱり相当社会は変わったと思うんです。高齢者の社会参加ができない、自粛で、いっぱいいろんなところで高齢者に影響が出てると思います。社会の中のいろんな体制というか、仕事のやり方なんかもリモートワークになったりとかしていろいろ変わったと思いますが、こういったコロナの３年間で一気に社会は変わってきているんだと思うんですが、そういったところで地域の課題というのも変わってきていると思いますので、ぜひともそのあたり、まず市のほうと地域包括のほうと十分、情報交換していただいて、課題把握に努めていただくようにと思います。

○白澤委員長 大変重要な点。

それとあわせて、ちょっとお聞きしたいんですが、例えば介護保険の利用者って、日常生活圏域別に出てきますよね。例えば、そのとき日常生活自立度も併せて出てくるんだと思います。そういうものって各地域包括支援センターに個人名が出るわけじゃないわけですが、そういう情報を提供するということはやってるんですか。

そうすると、それぞれの日常生活圏域でどれぐらいの人がいるかって分かるわけで、そのことは個人情報保護とも抵触してないと思うんですが、そのあたりってどうですか。

○新田委員 出てこないじゃないですか、くれるんですか。

○白澤委員長 出てくるのか、出てこないのか分からないけど、その区域でどう出てくるかということだな。天王寺区はでるか。難しい。

○事務局 すみません、事務局です。

どこまで答えられるか分からないですけども、その当該圏域内の要支援者の方の必要な情報というのは、連携、提供している状況ではあるんですけども、介護の方というのは特段、本来的には必要な情報ではありませんので、必要に応じてということになるのかなと思います。

○白澤委員長 ぜひ、そういうクラウド情報はあるので、個人名とかなかなか難しいと思うんですが、その地域の特性みたいなものを地域包括が理解するために、少し介護保険の情報として提供できるようなものというのは提供してあげることで、地域課題を把握する上でも助かると思うので、そういうことも少しご検討いただいたらどうでしょう。

○新田委員 よろしいですかね。

それと関連して、個人情報と関連して、これは以前から西成から要望を出しているんで

すけども、要援護者名簿ってありますよね。要介護3以上の人たちの名簿。あれ、各町会であるとかいろんなところに名簿はいくんですけども、地域包括は個人情報だからもらえないんですよ。だから、先ほど白澤委員長おっしゃったように、例えばうちの隣に単身で要介護3の人がいてても、それが分からない。

地域包括の実施責任って大阪市ですよ。それから考えたら、なぜ地域包括に要援護者名簿さえ出せないのか。これ、ほんま過保護というか。だから、要支援、要介護名簿の前に、まずは要援護者名簿って既にあるわけですから、要介護3以上、それから障がい者手帳を持ってる人たちのね。それをまずは地域包括に名簿提供できるようなことを一度検討してやりたいということをお願いしておきます。

○白澤委員長 いろんな情報ってあると思うんですね。特に今、話が出ているように、要介護者というか、要援護者というか、緊急時に支援しなきゃならないような人の名簿というのを包括も共有して、地域の人たちと一緒に支援のネットワークをつくっていくというのは大事だと思いますから、そのあたり。

行政も縦割りになってるから、なかなかこう情報が流れないという部分もあるのかも分からないですけど、ぜひそのあたりもう一度、今は地域共生社会という横割りでやっていこうという時代ですから、ご検討いただければと思います。

それでよろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

僕が一つ気になるのは、3職種を配置しているかで59%というのはどういう意味なんですか。Q16で。3職種は、それぞれの職種の準ずる者は含まないからこうなっていますよと。保健師を入れなきゃならないのが看護師であったり、社会福祉士の部分が社会福祉主事やったりという。

○事務局 すみません、事務局です。

今、白澤先生おっしゃるとおり、準ずる者というところの観点から59.1となっているところです。

○白澤委員長 準ずるというのは、要するに社会福祉主事と社会福祉士の準ずるで一部やれるんだということなんですね。

○新田委員 いや、違うんじゃないですか。3職種の3人はそれぞれ要りますよね。加算するときに準ずる者を置いていいという配置基準じゃないんですか。

大阪市の包括は、社会福祉士、主任ケアマネ、保健師または1年以上在宅経験のある看護師、この3職種は1人ずつ必ず置きなさいよと。例えば4.5人であれば、プラスアルファの1.5人は準ずる者でいいよという解釈と違うのやろうか。僕はそう解釈。

その3職種の社会福祉士が準ずる者でいいなんていうのは、僕、聞いたことはないですもんね。

○白澤委員長 いや、保健師のときの看護師の議論のときに一緒に出てたんと違うかな。

○新田委員 あれ1年以上、つい最近入ってきた。

○白澤委員長 3、4年前ね。

○新田委員 そうです。

○白澤委員長 そのときだけ社会福祉主事も一緒に入ったんじゃないか。

○新田委員 社会福祉主事、入ってない。3職種は絶対に要と思うんですね。プラスアルファの配置基準は準ずる者と。

○白澤委員長 じゃ59.1というのはほんと低い。

○新田委員 これは100%のはずなんですよ。

○事務局 すみません事務局です。

確認して後ほど回答させていただきます。

○白澤委員長 はい、分かりました。

大阪は、今あまり人がいないということかも知れないけれど、それであればもっと研修して人材養成していかないかんし、もう少しそういう意味で、きちっと置いてないんだったらそこは指導もしていかないきゃならないし、少しご検討いただいて。

ただ、運営協議会でやるときは、3職種は確かに置いているわけですが、それを社会福祉士と大体なってると思うけれど、看護師の場合も訪問看護でやっている人もいますが、もう一度確認をいただければというように。よろしいでしょうか。

では、ほかにございませんでしょうか。

この低いということは、ぜひ、今後の課題として残っているということをご検討いただければと思います。

なければ、お認めさせていただきたい。オンラインの皆さん、ございませんでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、お認めをさせていただきたいと思います。

続きまして、議題7、事務局からお願いいたします。

○白澤委員長 失礼、議題6。

#### 《非公開》

それでは、事務局のほうに戻させていただきます。

○司会 白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。

また、本日は今年度最後の運営協議会となりますが、改めまして、委員の皆様方、1年間ありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和4年度第4回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

誠にありがとうございました。